

令和4年度(令和3年度分) 指定管理者評価表【基本事項】

1. 指定管理施設及び指定管理者概要

施設名称	周南市徳山社会福祉センター			所管課	地域福祉課
所在地	周南市速玉町3番17号				
設置年月日	昭和57年5月1日				
設置目的	市民の福祉の増進と地域福祉活動の育成				
施設概要	建物構造：鉄筋コンクリート造り2階建て延床面積：2,271平方メートル				
指定管理者	名称	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会			
	代表者	会長 佐原 昌弘			
	所在地	周南市速玉町3番17号			
	連絡先	電話	0834-22-2115	E-mail	kanri@shunan-shakyo.or.jp
		ホームページアドレス	http://www.shunan-shakyo.or.jp		
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日			年数	5年間
募集方法	非公募		料金制度	利用料金	
指定管理の主な業務	(1) 福祉センターの維持管理に関する業務 (2) 福祉センターの利用の許可に関する業務 (3) ほか、市長が必要と認める業務				

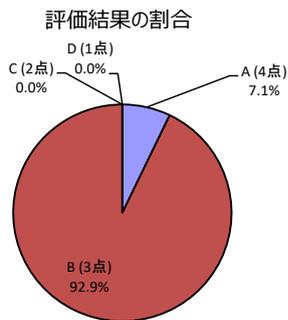
2. 施設の運営状況

目標管理	目標指標名		年度		R3年度	R4年度
	延べ利用者数(人)			目標値	70,000	70,000
		実績値	39,551	—		
施設の稼働状況	利用区分等		利用目標	単位	利用実績	単位
	延べ利用者数(令和3年度)		70,000	人	39,551	人
指定管理業務に係る収支状況	項目		収支計画額(円)		実績額(円)	
	収入	指定管理料	31,959,000		31,958,300	
		利用料金収入	1,910,000		1,397,090	
		その他の収入	4,000		1,610	
		計	33,873,000		33,357,000	
	支出	人件費	9,069,000		8,712,782	
		物件費	9,608,000		8,721,575	
		事業費(委託事業)	12,114,000		15,425,156	
		その他	3,082,000		1,840,705	
		計	33,873,000		34,700,218	
参考	使用料収入	0		0		
	自主事業収入	0		0		
	自主事業経費	0		0		

令和4年度(令和3年度分) 指定管理者評価表【評価】

施設名		周南市徳山社会福祉センター		
指定管理者名		社会福祉法人 周南市社会福祉協議会		
項目	評価内容	評価事項・不適切事項等	評価	
全体	目標の達成状況	今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により休館を余儀なくされた期間があったため、利用者数は目標を下回ったものの、前年度と比べ施設利用者数は増加している。	B	
組織	体制・人事	センター所長をはじめ、適正に人員を配置し、施設運営に取り組んでいる。	B	
業務	業務の運営	施設利用許可に関する業務、施設維持管理に関する業務、センターバスの管理運営業務など、適切に実施していると認められる。利用者への声掛けなどを積極的に行い、利用者との距離を縮めることにより、信頼される施設運営に努めている。	B	
	施設の稼働状況	開館時には安定した稼働状況となっており、施設利用の一定のニーズに応えられている。	B	
	施設の維持管理(清掃等)	定期的な清掃により、施設が清潔に保たれている。 利用者アンケートでも、「掃除が行き届いている」という声が寄せられている。	A	
	施設の維持管理(点検・修繕等)	法定点検や自主点検をこまめに実施し、修繕箇所については市と連携しながら適切に対応を行なっている。	B	
	緊急時の対応方法	火災・事故・災害時の対応マニュアルが整備されており、緊急時の連絡体制も構築されている。また、入浴設備での事故防止のため、職員やボイラー担当者など、複数の目による見回りを、午前・午後を実施している。	B	
工夫意	サービス向上及び経営改善に関する取組み	利用者への声掛けなどを積極的に行い、利用者との距離を縮めることにより、指定管理者として利用者へ信頼される施設運営に努めている。	B	
広報	PR・情報提供の実施状況	周南市社会福祉協議会ホームページ内に、徳山社会福祉センター専用の紹介ページを作成し、PRに取り組んでいる。ページ内容の更なる充実が課題と思われる。	B	
相談・連携	苦情処理の状況	苦情に対しては、徳山社会福祉センターだけでなく、周南市社会福祉協議会全体で対応する体制が整えられている。	B	
	情報共有	障害・緊急的な修繕の発生など、トラブル発生時には市に連絡し、連携して対応する体制が整えられている。	B	
モニタリング	指定管理経費の経理事務の状況	指定管理に係る会計は、指定管理者により適正に経理処理をされている。	B	
	利用者満足度調査における施設満足度	調査において、全ての項目で8割以上の方が「非常に満足」「おおむね満足」と回答している。 ただし、「備品等の設備の種類について」の設問で、やや不満という回答が多くなっているほか、自由意見においても、施設の老朽化に対する意見が多く寄せられている。	B	
	書類の作成・提出	事業計画書・月次報告書・年次報告書が適切に作成され、市に提出されている。	B	
評価コメント	徳山社会福祉センターは、地域の福祉活動・市民活動の拠点として設置された施設であるが、入浴設備や機能回復室など高齢者福祉の増進のための機能を備えた施設となっている。周南市社会福祉協議会は指定管理者として、設置目的に沿った施設運営を安定的に実施していると認められる。 令和4年度以降も、周南市社会福祉協議会が指定管理者として施設運営を継続していく予定であるが、市と連携しつつ、地域住民の福祉のため、引き続き安定した施設運営に取り組んでいただきたい。		総合評価	B
			平均点	3.1

※4点満点



※端数処理のため、評価結果(A~D)の割合の合計が100%にならない場合があります。

